

■ 家計進化論～幸せな人生を掴める者は、変化に対応できる者～



(山梨県・ハヶ岳牧場：平成26年10月撮影)

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

2014年の世相を表す漢字として「税」が選ばれました。1年を振り返ってみると、消費増税に関する話題を中心に、景気や株価等の経済関連のニュースを耳にする機会が多かったです。私たち家計を取り巻く環境に大きな変化があった年だったと実感しています。

2014年の家計を統計で分析すると、収入はボーナスを中心に増加し、支出は、消費増税・円安によるインフレに対応するため、家計支出を抑え、その結果、貯蓄が前年よりも若干増えた、と読み取ることができます。資産運用の環境を見ると、長期金利は一時0.4%を割り込むほど低金利が進み、預貯金を中心とした安全資産での運用では、物価上昇に追いつかないという状況でした。一方、投資環境は好調で、代表的な指標で

は、国内株式+10.4%、国内債券+3.2%、海外株式+7.5%、海外債券+16.3%で、国内外の債券・株式の4資産に分散投資をした場合、+9.35%の上昇でした。投資をしていた人と、貯蓄だけの人との資産格差が、ますます広がった1年であったと言えるでしょう。

1月から、NISAが始まりました。100万円の非課税枠を使って、4資産に分散投資をした場合、9.35万円のリターンが得られ、税金はかかりません。毎月25万円(年間300万円)を支出する家庭の場合、消費増税による負担増加は9万円ですから、その分、NISAを活用した投資によってカバーすることができました。もちろん、2014年の投資環境が良かったという結果論です。今後、税金や社会保険料の負担増加、インフレなどの家計の環境変化を、節約だけで対処することがますます困難になるでしょう。資産運用が家計の重要ポイントだと考えます。

環境変化の潮流を敏感に感じ取って、自らが変わらなければ、幸せな人生を送ることが難しい時代になった、と痛切に感じた1年でした。ダーウィンが進化論で言った、「生き残れるのは、変化に対応できる者」が、まさに、家計においても言えるのではないのでしょうか？

2015年も、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

FPオフィス Life & Financial Clinic
ファイナンシャル・プランナー
平野 泰嗣 平野 直子

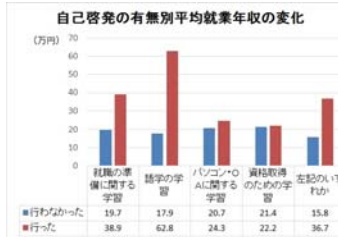
■ 自己投資で収入は上がる!?～戦略的自己投資の勧め～

お金の使い方に関して、「自己投資は惜しむな」と言われます。厳しい世の中、自己啓発をし、キャリアアップや転職をし、収入アップに繋げよう、ということなのでしょう。ところで、「自己投資」は、本当に収入アップに繋がるのでしょうか？

労働政策研究・研修機構が行った、「子育て世帯の追跡調査」では、自己啓発を行った母親グループと行わなかった母親グループの収入の変化を調査しています。自己啓発を行ったグループの就業年収上昇は、36.7万円であったのに対し、自己啓発を行わなかったグループの年収上昇は15.8万円であることから、自己啓発をした母親グループの方が、しないグループより

も20万円強、収入が上昇したという結果でした。自己啓発をすると、収入アップに一定の効果があるといえます。自己啓発の内容として、「語学の学習」を行った人は、行わなかった人より、約45万円の収入が上がりました。一方、「資格取得のための学習」を行った人は、行わなかった人よりも、わずか1万円しか収入アップに差が生まれませんでした。自己投資の方法として、よく言われる「資格の取得」は、この調査では、あまり効果は期待できない、という意外な結果でした。

日本の現状を見ると、グローバル化が進み、企業はどんどん海外に進出し、大企業に限らず、中小企業でも語学ができる人は、重宝



されます。語学ができる人と、できない人では、収入に差が出るのは頷けます。自己投資をし、キャリアアップを目指す場合、今までの経験を活かしたり、自己の適正を知るといった、自己分析が重要です。その一方で、どのような能力を持った人材が求められているかという、外部環境分析も重要だということです。自己投資を戦略的に考えてみてはいかがでしょうか？

◆お届けする内容◆

- ・家計進化論～幸せな人生を掴める者は、変化に対応できる者
- ・自己投資で収入は上がる!?～戦略的自己投資の勧め～
- ・私たちの将来の年金運用を担うGPIFを知ろう!
- ・公平・公正な社会を実現する!? 社会保障・税番号(マイナンバー)制度
- ・平成27年相続税改正にどう備える? 今からするべきこと。
- ・投資の運用成果を分析する!? リスクとリターン、シャープレシオって何?
- ・2014年後半のLFC活動報告
- ・LFCの相続・遺言相談のご案内



私たちの将来の年金運用を担うGPIF(年金積立金管理運用独立行政法人)を知ろう!

●GPIF 基本ポートフォリオの変更

(変更前)

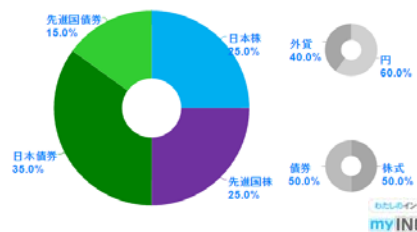
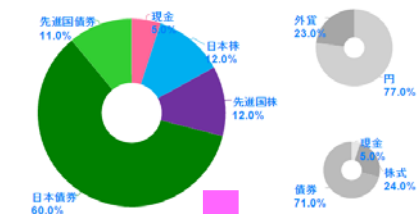
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産
資産構成割合	60%	12%	11%	12%	5%
乖離許容幅	±8%	±6%	±5%	±5%	

(変更後)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
資産構成割合	35%	25%	15%	25%
乖離許容幅	±10%	±9%	±4%	±8%

※運用体制の整備に伴い管理・運用されるオルタナティブ資産(インフラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産その他運用委員会の議を経て決定するもの)は、リスク・リターン特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の5%を上限とする。

●基本ポートフォリオ変更による運用予測



■GPIFのポートフォリオを資産運用の参考に!?

国内株式指標が順調に推移する昨年10月31日、GPIFの運用方針の変更の報道がされたのは記憶に新しいところです。

GPIFは、厚生労働大臣から寄託を受け、厚生年金、国民年金などの年金積立金の管理・運用を行っている独立行政法人です。年金積立金の資産構成割合(ポートフォリオ)を定め、安全かつ効率的な運用に努めています。いわば、私たちの年金の運用を行っている機関と言えます。

■株式割合が24%から50%に引上げ

安倍内閣の成長戦略には、GPIFに関して、「年金財政の長期的な健全性を確保するために、適切な見直しをできるだけ速やかに実施する」と明記され、その方針に基づいて、今回の基本ポートフォリオの見直しが行われたものです。従来のGPIFの運用基本ポートフォリオは債券71%、株式24%となっており、債券中心のポートフォリオでした。今回の見直しでは、債券50%、株式50%で、株式の割合をかなり大胆に高めました。なお、経済環境や市場環境の変化が激しい昨今の傾向を踏まえ、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中で市場環境の適切な見直しを踏まえ、機動的な運用ができるものとしています。GPIFの運用資産は、平成26年度第2四半期末時点で約130兆円となっています。基本ポートフォリオにおける国内株式割合の引上げは、株価の下支えになるものとして、期待

されています。

■リスクは、大幅に増加

基本ポートフォリオの変更の前後で、運用予測がどのように変化するか、過去20年のインデックス指標を用いて、試算してみました(試算は、「わたしのインデックス」を利用)。その結果、変更前は、平均リターン4.3%、リスク4.8%、シャープレシオ0.90に対し、変更後は、それぞれ5.5%、9.1%、0.60となりました。期待するリターンを上げた分、リスクも上がったという結果でした。(リスク、リターン、シャープレシオは、P. 3をご参照ください。)

GPIFは、現在、厚生年金、国民年金の年金積立金の運用管理を行っていますが、将来的に統合を予定している、国家公務員共済組合や、その他、私学共済、小規模企業共済、国民年金基金の運用方針が、どのように変わるかも注目したいところです。それらの公的運用資産が市場に与える影響は大きいでしょう。

■国内よりも海外資産へ割合を多く

GPIFの配分を自身の投資の参考にすると、という人もいます。投資は、将来、成長する資産に配分するという基本的な考えを踏まえれば、GPIFよりも海外資産の割合を増やすべきだと個人的には考えています。GPIFの資産配分は、国内の市場を支えるという純粋な投資とは異なる視点も入っていることを念頭に置かなければなりません。

平成27年10月に、「マイナンバー」が通知されます!

■公平・公正な社会を実現する!?! 社会保障・税番号(マイナンバー)制度

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が導入されます。平成27年は、マイナンバー制度に関する話題が頻繁に取り上げられるようになると思いますので、ここで整理しておきましょう。

■マイナンバー制度導入の趣旨

マイナンバー制度は、複数の(公的)機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるという事実の確認を行うための基盤です。社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会インフラとして位置づけられています。

■個人番号と法人番号とは

平成28年1月からの利用開始に先立って、平成27年10月から、マイナンバー(個人番号)、法人番号の付番、通知がされます。個人番号は、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に付番され、市町村から通知されます。法人番号は、13桁の番号で、設立登記法人などの法人等に付番

され、国税庁から通知されます。

■マイナンバーの利用について

個人番号の利用範囲として、年金、労働、福祉・医療などの社会保障分野、税分野、災害対策分野に限られていて、民間利用はできません。一番身近な使用例として、会社では、従業員の社会保険や税務手続きをする関係で、従業員の個人番号の提示を求めるようになるでしょう。一方、法人番号は、個人番号と異なり、原則公表され、誰でも自由に利用することができます。

■銀行の預金口座とマイナンバー

昨年、政府の税制調査会が、マイナンバーを銀行の預金口座に結び付ける方針で一致した、という報道がされました。個人の資産をより正確に把握できるようにすることで、公平に税や社会保険料を負担する仕組みを目指すとのことです。

現在、国内金融機関の個人口座数は、10億口座に上るとされ、脱税のための隠し口座や、マ

ネーロンダリングを防ぐことが狙いとのことです。

■マイナンバーに関わる今後の論点

現在、利子や投資収益は、他の所得とは関係なく課税される、源泉分離課税となっています。これを給与に利子や投資収益を含めた一体課税とする税体系にしたり、社会保険料の算出に、利子や投資収益を含めることも可能になります。税や社会保険料の負担の公平性の観点で、さまざまな議論が出てきそうです。ただ、現実問題として、現行の法律では、マイナンバーの使用目的の範囲外なので、法律改正が必要になります。平成27年は、マイナンバーに関連して、個人情報とか、税・社会保険の負担の公平性といった議論が持ち上がるのではないかと推察しています。



平成27年の相続税改正にどう備える？ 今からすべきこと

■平成27年相続税改正を理解しよう！

平成27年1月以降の相続から相続税が改正されます。「実質的に増税になる」とメディアなどで取り上げられていることから、多くの人が相続税改正に関心を持たれているようです。

■平成27年からの相続税改正のポイント

相続税の主な改正点は、右図①の通り、4つです。一般的なサラリーマン世帯では、【改正1】の影響が大きく、その他の改正については、あまり影響は受けません。

相続税の算出方法を大雑把に説明すると、遺産総額から基礎控除額を引いて課税遺産総額を求め、相続人ごとに一定の税率をかけて相続税の総額を求めます(この時、遺産分割の方法に関わらず、法定相続分で分割したものとして計算します)。その後、実際の相続割合で按分し、相続人ごとの納付税額を計算する仕組みになっています(右図②)。今回の相続税改正では、基礎控除が4割減らされる(5,000万円+法定相続人の数×1,000万円を3,000万円+法定相続人の数×600万円)【改正1】ため、相続税が実質増税になります。国税庁が発表している相続税の課税割合は、全国平均で4.2%とのこと。今回の改正によって、6%台になると言われています。都心部ほどその影響は大きく、現状の7%から10%を超えるとも言われています。

■相続税改正にどう備えるか？

①自身の相続税の現状を知る

相続税の仕組みについて、あまり理解しない

まま、相続税が増税になるから、どうしたら良いのだろうと心配されている人も多く感じています。現在の資産状況で、相続税がかかるのか、かからないのか。かかる場合は、どのくらいなのかを確認してみることをおすすめします。

②どう分けるか？ 遺産分割対策が重要

相続税を削減する方法として、(1)遺産を減らす、(2)控除を活用する、の2つの方法があります。(1)は、さらに、遺産の評価を下げる方法と、生前贈与等による相続人への資産を移転する方法があります。不動産の相続税評価を引き上げるために、二世帯住宅や賃貸併用住宅、アパート等の建設をする相続税対策を行います。例えば、二世帯住宅の場合、子どもが複数いる時に、土地や建物をどのように分けるか、問題になります。相続税を減らすことができて、相続後に子ども間で、相続争いが起こってしまったら、意味がありません。円満に相続するための準備が、相続税対策に優先されるべきです。

③できる相続税対策は、実施する

遺産分割対策に問題ないという場合には、すぐできる相続税対策は、行わないよりは行ったほうが良いでしょう。具体的には、生前贈与による財産移転と、生命保険の控除の活用です。財産移転の方法として、毎年の贈与と税の基礎控除110万円を活用した贈与、子供や孫が住宅を購入する場合の住宅取得資金贈与、孫への教育資金贈与などです。また、相続人が生命

(図①)

●平成27年1月以降、相続税の改正点

【改正1】遺産に係る基礎控除

遺産に係る基礎控除が下げられます。

【改正2】相続税の税率構造

最高税率の引上げなど税率構造が変わります。

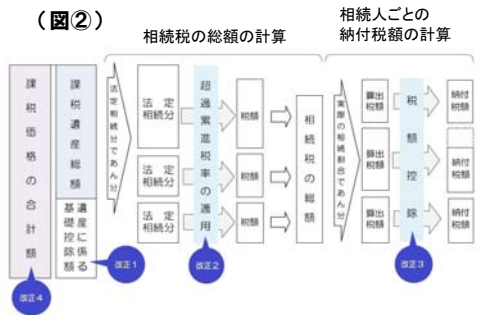
【改正3】税額控除

未成年者控除障害者控除の控除額が引き上げられます。

【改正4】小規模宅地等の特例

特例の適用対象となる宅地等の面積等が変わります。

(図②)



保険金を受け取った場合、相続人の数×500万円が、非課税となります。現預金で資産を持つておくよりも、一時払いの終身保険などの死亡保険に資産を換えておく、相続税を計算する上で有利になります。

世間では、相続税対策への関心が高まっています。けれども、相続税対策よりも、ファミリーといった家族、一族の歴史や絆を見直し、いかに継承するかを考えることが、大切です。ぜひ、2015年のテーマにしていただければ幸いです。

「投資」を始める前に知っておくべきこと、リスクとリターン、シャープレシオ

■投資の運用成果を分析する!? リスクとリターン、シャープレシオって何？

投資の過去の運用成果を比較する場合、リスクとリターンが用いられます。リターンは、分かるけれど、リスクについて知らない人が意外に多いです。そこで、今回は、投資の基本であるリスクとリターン、そして、投資信託の評価によく用いられるシャープ・レシオについて解説します。

■リターン:過去の収益性を見る指標

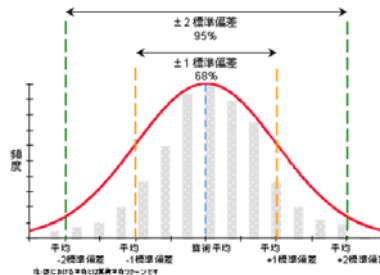
投資の成果は、一定期間に得られた収益を、開始時点で投資した額に対する比率で表わします。リターンは1年あたりの利回り(年利)に換算して計算され、パーセント(%)で表示します。

■リスク:過去の成果のバラつきを見る指標

投資におけるリスクは、一般的な「危険」という概念ではなく、「不確実性」のことを指します。投資の世界では、価格変動のリスクの尺度として、標準偏差を用います。標準偏差とは、各年のリターンが平均リターンからどれだけ平均的に乖離(かいり)しているかを表わします。投資対象のリターンが正規分布になると仮定した場合、リターンは、約68%の確率で、平均リターンから±

1標準偏差に収まり、約95%の確率で平均リターンから±2標準偏差に収まると予想されます。

ある投資信託Aファンドの過去の実績が、平均リターン(R)5%、標準偏差(σ)10%であったとした場合、約68%の確率で、-5%～+15%の範囲内に収まると予測されます。



■シャープレシオ:過去の運用効率を見る指標

リスクとリターンの情報だけでは、金融商品の優劣を比較するのは難しいです。例えば、別の投資信託Bファンドの過去の実績が、平均リターン7%、標準偏差15%であったとした場合、AファンドとBファンドのどちらが良いのでしょうか？

この場合、シャープレシオという指標が用いられます。シャープレシオは、リスク(標準偏差)1単位当たりの超過リターン(リスクゼロでも得られるリターンを上回った超過収益)を測るもので、この数値が高いほど効率よく収益が得られたことを意味します。

$$\text{シャープレシオ} = \frac{\text{リターン} - \text{無リスク資産のリターン}}{\text{リスク}}$$

無リスク資産のリターン(リスクフリーレート)は、一般的には、国債や翌月物コールレートのリターンが使われますが、ここでは、0%とします。上記の式で計算すると、シャープレシオは、A=0.5、B=0.46…となり、Aファンドの方が効率的な運用ができていると考えられます。

投資信託の過去の実績を評価するために、リターン、リスク、シャープレシオという3つの指標をご活用下さい。投資信託を選ぶ場合は、過去の実績だけではなく、投資信託の内容、投資対象の将来性、運用コスト等も重要であることは言うまでもありません。



京橋オフィス・国分寺相談室で相談受付中！



ダイヤモンド・ザイ(11月号)
「親の介護費 年金ゼロ子の教育費 赤字老後の三重苦 克服法」



PRESIDENT(2014.12.1)
「プロが選んだ保険商品」



岩手県・陸前高田(9月)
ベルトコンベアで山から土砂を運んでいます



日経ヴェリタス(9/28)
「逃さずつかもう 給付金・助成金」



西山温泉・慶雲館(10月)



佐渡金山(10月)



芸も
できるよ♪



レゴラスのお気に入りの場所

■ 2014年下半期のLFCの活動報告

私たちの2014年を表す漢字は、「巡」です。出張でさまざまな地域を巡ったり、以前相談にいらした方が時が巡って状況が変わり、再び相談に来て頂いたり、講演も巡り合わせて次のテーマの依頼を頂いたりしました。

●ビジネス

平野泰嗣は、8月に日本証券アナリスト協会が認定するシニア・プライベートバンカー(シニアPB)資格を取得しました。欧米では、従来の金融サービスと一線を画して、富裕層・準富裕層向けに金融・生活の総合的な支援サービスをPB業務として行っています。LFCの基本コンセプトである、「暮らしと資産のコンシェルジュ」に合致していることから、知識のブラッシュアップのために資格取得に挑戦しました。新たに得た知識をお客様へのサービス提供の場で活かしたいと思います。

平野直子は、「仕事と介護の両立」に関するセミナー、講演を官公庁や民間企業で行いました。政府は、女性の活躍推進のため、育児を中心にさまざまな施策を打ち出しています。けれども、介護は、男女に関わりなく、誰

しもが抱える問題です。仕事をしながら介護をする人を支える支援施策が不足していると感じています。

FP相談関係では、海外駐在をされている方からの相談が、増えてきています。子供の教育、マイホーム取得の可否など、通常とは異なる視点で考えなければなりません。FPとしても、グローバル化への対応の必要性を感じました。

●プライベート

恒例の遅い夏休み(10月)に、山梨県の西山温泉・慶雲館に行ってきました。慶雲館は、慶雲2年(705年)創業で、世界で一番古い温泉旅館として、ギネスブックに認定されています。世界一を売りにした旅館なのかと期待して行きましたが、そんな様子は全くなく、普通に、質の良い温泉と、いきとどいたサービスで、大満足でした。伝統に、温泉・食事・接客の三拍子が揃って、永年、温泉旅館として愛されてきたのだと思いました。FPとしても、基本に忠実に行くことの大切さを感じた旅になりました。

あなたらしい“幸せな人生”を送ること。それが私たちの願いです。

FPオフィス Life & Financial Clinic

〒104-0031
東京都中央区京橋 1-3-2
モリイビル304(受付4F) オフィス平野
電話 : 03-3231-6113
FAX : 03-6740-7663
メール : info@mylifeplan.net

発行・編集 平野 泰嗣・平野 直子



Web サイトもご覧ください
<http://www.mylifeplan.net>

●相続・遺言相談(10,800円/1回、90分)

【現状の分析と課題を整理を行います】

相続・遺言相談を通じて、亡くなる前の適切な財産管理と、亡くなった後の財産を巡る紛争を未然に防止するために、現状の分析と課題の整理を行います。

⇒ その他の相談メニュー http://www.mylifeplan.net/index_menu.html



「30代夫婦が働きながら4000万円の資産をつくる考え方・投資の仕方」
明日香出版社から好評発売中です！

●ワークシート・Excelシート
【ダウンロード特典付き】

●ホームページ特設コーナー

<http://www.mylifeplan.net/book1.html>

●メールマガジン「働きながら4000万円の資産をつくる」

毎月20日頃発行(無料)しています！

登録は、コチラから

<http://archive.mag2.com/0000290147/index.html>

